

# はじめに

商業統計調査は、統計法に基づく指定統計調査として通商産業省所管のもとに、昭和27年から実施され、全国の商店を調査するいわば「商業の国勢調査」ともいうべきものであり、商店の分布状況や販売活動など商業の実態を明らかにすることを目的としています。

この結果報告書は、平成9年6月1日現在で実施した商業統計調査の結果を早期に広く利用していただくため、本県分を独自に集計し、国に先立って県が編集したものです。

この報告書が本県の商業の把握はもとより、商業の振興等行政資料として、また、商店の経営分析や各方面の研究資料として広く利用され役立つことができれば幸いです。

なお、この調査の実施にあたり、格段の御協力をいただきました商店の皆様、実際の調査に従事された統計調査員や統計指導員、市町村並びに関係機関の方々に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力をよろしく願います。

平成10年6月

奈良県総務部長

小 暮 純 也

# も く じ

調査のしくみと利用上の注意	1
I 調査結果の概要	7
II 産業別統計表	
1-1 累年比較表（全商店）	29
1-2 // （卸売業）	29
1-3 // （小売業）	29
2-1 産業小分類別の商店数累年比較	30
2-2 // 従業者数累年比較	31
2-3 // 年間商品販売額累年比較	32
3 産業小分類別、従業者規模別の商店数、従業者数、年間商品販売額	33
4 産業小分類別、開設年区分別の商店数	41
5 産業細分類別の商店数、従業者数、年間商品販売額など	42
6 産業小分類別、販売方法別の商店数、年間商品販売額とその構成比	47
7 産業小分類別、仕入先別の商店数、販売額構成比（法人）	48
8 卸売業の産業小分類別、販売先別の商店数、販売額構成比（法人）	49
9 小売業の産業小分類別、営業形態別の商店数、 従業者数、年間商品販売額など	50
10 産業小分類別、単位当たりの従業者数、年間商品販売額、売場面積	52
11 小売業の産業小分類別、駐車場有無別の商店数、収容台数など	53
III 市町村別統計表	
12-1 市町村別、業種別の商店数	55
12-2 // 従業者数	56
12-3 // 年間商品販売額	57
13 市町村別、産業小分類別の商店数、従業者数、年間商品販売額など	58
付 録	
商品分類表・商業調査票	109

# 調査のしくみと利用上の注意

## 1 商業統計調査の説明

### (1) 調査の目的

全国の卸売・小売業を営む事業所をもれなく調査し、我が国の商業活動の実態を明らかにすることを目的としています。

### (2) 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）に基づいています。

### (3) 調査の期日

平成9年6月1日

なお、この調査は昭和27年以来2年ごとに実施してきましたが、昭和51年調査後は3年ごとに実施しています。

### (4) 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類Ⅰ－卸売・小売業、飲食店」に属する事業所のうち飲食店を除く事業所です。

ただし、次に掲げる事業所は調査の対象から除かれています。

ア 国に属するもの

イ 営業の場所が一定していないもの、または、営業のための固定設備のないもの  
(露天、屋台等)

ウ 出入りに入場料の支払を要する等の制限のある事業所の中に設けられているもの  
(劇場、遊園地、運動競技場、駅の改札内等)

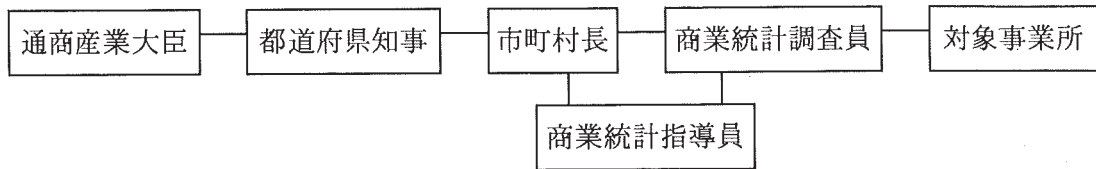
エ 調査の期日前、引き続き3ヶ月以上休業しているもの

### (5) 調査の単位

商業を営んでいる場所ごとに、その事業所を調査単位とします。したがって、同じ会社、同じ経営者でも本店、支店ごとに調査の対象となります。

## (6) 調査の経路

調査の経路は次のとおりです。



## 2 用語の説明

### (1) 商業事業所（以下「商店」といいます）

原則として次のものをいいます。

- ア 主として商品を購入して販売する事業所（同一企業内の本支店間、支店間相互で商品の振替を行った場合も商品の購入または販売となります。）で、一般に卸売業、小売業といわれるもの
- イ 他人または他の事業所のために商品の売買の代理を行う事業所、または仲立人として商品の売買のあっせんを行う事業所で、代理商、仲立業といわれるもの

### (2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ア 小売業者または他の卸売業者に商品を販売する事業所
- イ 産業用使用者（工場、鉱山、建設、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に業務用として商品を販売する事業所
- ウ 製造業者が別の場所に経営している自社製品の卸売事業所
- エ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は卸売業とします。）

### (3) 代理商、仲立業

- ア 商品について所有権を有することなく、手数料及びその他の報酬を得るために卸売業の代理業務を行い、あるいは仲立てのあっせんを行う事業所をいいます。

### (4) 小売業

主として個人用または家庭用消費のために商品を販売する事業所をいいます。

なお、次の業務を行うものは小売業に分類されます。

- ア 商品を小売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
- イ 製造した商品とその場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所（製造小売）
- ウ ガソリンスタンド
- エ 主として無店舗販売を行う事業所で個人または家庭用消費者に販売する事業所（販売活動を行うための拠点として事務所などのある訪問販売または通信販売事業所）

（5）従業者数

平成9年6月1日現在で、主としてこの商店の業務に従事している者をいい、個人事業主と無給家族従業者、常時雇用者、会社・団体の有給役員をいいます。

（6）年間商品販売額

平成8年6月1日から平成9年5月31日までの1年間の商品販売額で、消費税を含みます。

（7）修理料・サービス料

販売商品に関連した修理やその他のサービスを行っている場合の収入額をいいます。

（8）仲立手数料

他人や他の事業所のために商品売買のあっせんを行って、その仲立行為から得た収入額をいいます。

（9）商品手持額

平成9年6月1日現在で、商店が販売の目的で保有している手持商品の総額で、製造小売業では所有している原材料及び半製品も含んでいます。

（10）売場面積

商品を販売するために使用する売場の延床面積をいい、小売業のみが調査対象となっています。ただし、牛乳小売業、新聞小売業、畳小売業、建具小売業、自動車小売業及びガソリンスタンドは除きます。

(11) 特殊な産業格付けの説明

ア 「4811 各種商品卸売業」

卸売業の「小分類 491～539（533代理商、仲立業除く）」のうち、別表①の3財にわたる業種の商品を販売していて、従業者が100人以上の商店。

ただし、3財の販売額のいずれも卸売販売総額の10%を越える場合。

イ 「4819 その他の各種商品卸売業」

卸売業の「小分類 491～539（533代理商、仲立業除く）」のうち、別表①の3財にわたる業種の商品を販売していて、従業者が100人未満の商店。

ただし、3財の販売額のいずれも卸売販売総額の50%未満の場合。

ウ 「5331 代理商、仲立業」

「年間商品販売額」、「商品手持額」のない仲立行為専門の商店。

エ 「5411 百貨店」

小売業のうち、別表②の衣、食、住にわたる各種商品を小売していて、従業者50人以上の商店。ただし、衣、食、住の販売額のいずれかが小売販売総額の70%を超える場合、あるいはいずれかが小売販売総額の10%未満の場合を除く。

オ 「5499 その他の各種商品小売業」

小売業のうち、別表②の衣、食、住にわたる各種商品を小売していて、従業者50人未満の商店。ただし、衣、食、住の販売額のいずれも小売販売総額の50%に満たない商店。

カ 「5611 各種食料品小売業」

飲食料品小売業のなかで、小分類「562～569」のうち、3小分類以上にわたる商品を小売し、そのいずれもが飲食料品小売販売総額の50%に満たない商店。

キ 「5991 たばこ・喫煙具専門小売業」

たばこ・喫煙具の販売額が小売販売総額の90%以上の商店。

別表①

財 別	業 種
生産財	491 繊維品卸売業
	512 化学製品卸売業
	513 鉱物・金属製品卸売業
	514 再生資源卸売業
資本財	511 建築材料卸売業
	52 機械器具卸売業
消費財	492 衣服・身の回り品卸売業
	50 飲食料品卸売業
	53 その他の卸売業 (代理商、仲立業)

別表②

衣・食・住別	業 種
衣	55 織物・衣服・身の回り 品小売業
食	56 飲食料品小売業
住	57 自動車・自転車小売業
	58 家具・じゅう器・家庭 用機械器具小売業
	59 その他の小売業

### 3 その他

(1) この報告書は、県が独自に集計したものであり、後日通商産業省が公表する確定値と若干相違する場合があります。

(2) 統計表中の記号については、次のとおりです。

「－」 皆無又は該当のないもの

「0.0」 単位未満のもの

「△」 減少したもの

「X」 商店数が1または2のため秘密保持上秘匿したもの、及び、商店数が3以上でも関連秘匿したもの

(3) 構成比については単位未満を四捨五入したため、内訳と合計が一致しないことがあります。

(4) 増減率については前回調査（平成6年7月1日現在）との比較によります。

業 態 分 類

区 分	セブ方式 (注1)	取扱商品	売場面積	営業時間	備 考
1. 百貨店					
1 大型百貨店	×		3000㎡以上 (都特別区及び 政令指定都市は 6000㎡以上)		5411百貨店 注： ここでいう 百貨店とは 衣・食・住 の商品群の それぞれが 10%以上70% 未満を取り扱 っている 従業者50人 以上のいわゆる 百貨店及び 総合スーパー
2 その他の百貨店			3000㎡未満 (都特別区及び 政令指定都市は 6000㎡未満)		
2. 総合スーパー					
1 大型総合スーパー	○		3000㎡以上 (都特別区及び 政令指定都市は 6000㎡以上)		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満 (都特別区及び 政令指定都市は 6000㎡未満)		
3. 専門スーパー					
1 衣料品スーパー	○	衣が70%以上	250㎡以上		
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
4. コンビニエンスストア	○	食料品を 扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上 終日営業	
5. その他のスーパー	○				2.3.4以外の セブ店
うち各種商品取扱店 (注2)					
6. 専門店					
1 衣料品専門店	×	551, 552, 553, 554, 5591, 5592, 5599のいずれかが 90%以上			
2 食料品専門店		562～568, 5691, 5692 5693, (5694+5695) 5699のいずれかが 90%以上			
3 住関連専門店		5771～5714, 572 581～584, 589, 591～ 598, 5991～5994, 5999 のいずれかが90%以上			
7. 準専門店(中心点)					
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			6に該当する 小売店を除く
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
8. その他の小売店					
うち各種商品取扱店 (注3)	×				1.6.7以外の 非セブ店

(注1) : セブ方式とは、売場面積の50%以上についてセブ方式を採用している商店

(注2、3) : 各種商品取扱店とは、5499その他の各種商品小売業(注4)に格付けされた小売店であって、  
(注2)はセブ方式を採用、(注3)はセブ方式を採用していない商店

(注4) : 5499その他の各種商品小売業とは、衣・食・住の商品群のそれぞれが50%未満の商品を取り扱っている従業者50人未満の商店